

【窓口相談の流れ】

利用者

市町村の窓口で相談（「聞き取りシート」の記入）

○介護サービス、  
介護予防サービス  
を受けたい。  
○第2号被保険者である

○訪問介護（ヘルパー）のみ、  
通所介護（デイサービス）のみを  
利用したい。  
○短期予防通所サービスを利用したい。

○一般介護予防事業  
を利用したい。

A: 要介護認定申請書  
（認定調査の実施）  
（主治医意見書の依頼）

C: 基本チェックリスト

要介護（要支援）認定

B: 非該当

該当

非該当

要介護1～要介護5

要支援1、要支援2

介護予防ケアマネジメント  
（診療情報提供書の依頼）

居宅サービス計画

介護予防サービス計画

介護給付

予防給付

総合事業

一般介護予防事業

【居宅サービス】  
【地域密着型サービス】  
【施設サービス】

【介護予防サービス】  
・訪問看護、訪問リハビリ  
・デイケア、訪問入浴  
・ショートステイ  
・住宅改修  
・福祉用具レンタル、購入  
・特定施設入居者生活介護  
【介護予防地域密着型サービス】  
・グループホーム（要支援2のみ）  
・小規模多機能居宅介護  
・認知症対応型通所介護

【介護予防・生活支援サービス事業】  
・訪問型サービス  
・通所型サービス  
・短期集中予防サービス

・健康長寿ふれあいサロン、いきいき講座  
・プラスいきいき DAY 等

※デイケア・通所型サービス・短期集中予防サービス・認知症対応型通所など、通いのサービスは1カ所しか利用できません